破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９５号
北海道苫小牧市ときわ町４丁目９番６号
債務者　近野由希子（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９６号
北海道苫小牧市日吉町３丁目６番２号　マノワール日吉102
債務者　芹野　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５２号
秋田県大館市早口字比立内32番地１、借入時住所秋田県大館市早口字出口24番地１
債務者　五十嵐美代子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２２１号
新潟市西区西小針台１丁目13番17号　コーポ日和ヶ丘102号
債務者　大関　将策
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４８号
新潟市西区寺尾前通２丁目11番地４　フェストⅦ205号
債務者　佐久間佳代子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号
新潟市中央区学校裏町20番地　清橋荘201号、前住所新潟市中央区女池３丁目43番12号コーポ大秀108号
債務者　安藤　正人
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６２号
新潟県五泉市下条13番地５
債務者　佐藤　俊介
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５８号
金沢市長田町３番２号　ラヴニール金沢駅西401号、住民票上の住所名古屋市北区志賀町４丁目60番地の11　アーバンラフレ志賀12棟908号
債務者　後藤　康司
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
長野県上田市古里1731番地３　クラスター201号
債務者　古賀　貴弘
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１０８号
長野県東筑摩郡麻績村麻4131番地　Ａ－５
債務者　小熊　健郎
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２７号
長野県松本市女鳥羽３丁目４番22号　ヴィラ滝沢女鳥羽108号
債務者　三浦　久江
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３３号
長野県安曇野市豊科3983番地１　ヴェルチェ千野マンションＡ棟203号
債務者　太田　伸弥
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５１号
兵庫県豊岡市泉町20番31号
債務者　寿賀　栄子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県豊岡市出石町袴狭336番地の14
債務者　長峰　圭子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
鳥取県米子市両三柳211番地１　コーポ安原Ｂ202号
債務者　宮脇美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６１号
広島県三原市中之町５丁目２番27号
債務者　武内　幹雄
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所尾道支部